

通事故等を起こした加害者に対する意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族や、重度後遺障害を受けた交通事故の被害者等から、当該事故の加害者に対する運転免許の行政処分の内容等について問合せがあった場合に、それぞれ適切に対応し、回答している。

## (2) 刑事事件記録の閲覧制度

検察庁において、刑事確定訴訟記録法（昭和62年法律第64号）に基づき、訴訟終了後の刑事事件の裁判書や記録（いわゆる確定記録）を保管している。確定記録の閲覧については、保管検察官の許可を得て誰でも閲覧することが可能であり、閲覧の請求があった場合には、保管検察官が同法に基づいて閲覧の可否を判断している。

不起訴記録は、刑事訴訟法第47条により非公開が原則とされているが、同条ただし書により、従来から交通事故に関する実況見分調書等の証拠について、その事件に関連する民事訴訟の係属している裁判所からの送付嘱託や弁護士会からの照会に対し、開示することが相当と認めるときは、これに応じてきたところである。

また、被害者等が民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求その他の権利を行使するために必要と認められる場合には、実況見分調書等の客観的証拠について、被害者等に対し弾力的に開示する運用としており、供述調書についても、開示できる範囲を拡大する等、引き続き、弾力的な運用に努めている。

## (3) 刑事和解(犯罪被害者保護二法関係)

犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年5月19日法律第75号）に基づき、被告人と被害者等との間における被告事件に関連する民事上の争いについて合意が成立した場合には、刑事事件の係属する裁判所に対し、共同して当該合意の公判調書への記載を求める申立てを

することができ、その合意が公判調書に記載されたときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を有するものとし、被害者等は被告人から債務の履行がない場合には、別に民事訴訟を提起することなく、当該公判調書により強制執行の手続をとることができる制度を導入し、平成12年11月1日より実施されている。

この制度による申立てが公判調書に記載された延べ件数は、施行後、平成16年までの間に218件、平成17年から平成18年5月までの間に79件となっている（最高裁判所事務総局の資料による）。

パンフレット「犯罪被害者の方々へ」のほか、法務省、検察庁及び裁判所ホームページにおいても、本制度の周知を図っている（法務省ホームページ：<http://www.moj.go.jp/>、検察庁ホームページ：<http://www.kensatsu.go.jp/>、裁判所ホームページ：<http://www.courts.go.jp/>）。

## 《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

### (4) 日本司法支援センターによる支援

第4節1「相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）」(34)を参照。

### (5) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実

警察庁及び法務省において連携し、損害賠償請求制度の概要その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度について紹介した冊子・パンフレット等について、一層の内容の充実を図り十分に周知するとともに、法務省において、犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報の提供について、説明資料の作成を含め検討し、早期に結論を出し、必要な施策を実施することとされた。

警察庁においては、これまでも「被害者の手引」等の冊子により、損害賠償請求制度の

概要等について、紹介している（警察庁犯罪被害者対策室ホームページ：<http://www.npa.go.jp/higaisya/index.htm>）。

法務省においては、刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明するとともに、内容を拡充してより広範な案内となるような被害者向けパンフレット（「犯罪被害者の方々へ」）及び外国語パンフレット作成のため、現在準備を進めている。犯罪被害者等の損害賠償請求に係る民事訴訟手続に関する情報提供についても、被害者向けパンフレットにこれらの情報を掲載して周知を図るべく準備を進めている。

### (6) 刑事和解等の制度の周知

法務省において、刑事和解、公判記録の閲覧・謄写、不起訴記録の弾力的開示等現行制度を周知徹底させることとされた。

そこで、会議や研修等の様々な機会を通じて検察の現場への周知徹底を図るとともに、施策の実施状況の把握に努め、対外的にも刑事手続及び犯罪被害者保護・支援のための制度等を分かりやすく説明した被害者向けパンフレット（「犯罪被害者の方々へ」）を全国の検察庁や警察署等において被害者に配布するほか、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/>）に掲載して、周知徹底を図っている。

### (7) 保険金支払いの適正化等

金融庁において、「保険会社向けの総合的な監督指針」（平成17年8月12日策定）に基づき、各保険会社における保険金等支払管理態勢整備の状況について検証していくとともに、保険会社の検査・監督を行うに当たっては、苦情・相談として寄せられる情報を活用し、保険会社側に問題があると認められる業務・運営については、適切な対応をしていくこととされた。

適時適切な保険金等の支払いを行っていくことは、保険会社として保険事業を行っていく上で必要不可欠な基本的かつ最も重要な機能である。保険金等支払管理態勢に係る主な着眼点等の見直しに当たり、保険金・給付金の不適切な不払いや付随的な保険金の支払い漏れといった重大な問題を招いた原因の分析等を踏まえつつ、保険金等支払い全般に関して、迅速かつ適切な支払管理態勢の確立のために、保険会社向けの総合的な監督指針の一部を改正した（平成18年6月2日改正）。

保険会社向けの総合的な監督指針及び「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等に関する公表については、金融庁ホームページ上で確認することができる（保険会社向けの総合的な監督指針：<http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/ins/index>）。

被害者の手引



犯罪被害者の方々へ



出典：警察庁及び法務省ホームページ